

2023年3月29日

食品衛生分科会

その他の報告事項  
に関する資料

(4) その他の報告事項

- ①食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について…………… 3
- ②令和5年度輸入食品監視指導計画とその概要について…………… 5
- ③生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案  
(令和5年3月7日提出)について…………… 10

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について(令和5年3月14日時点)

(前回(令和4年12月22日)及び前々回(令和4年9月28日)に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

No.	分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
1	9月	農薬	グルホシネート	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見あり	令和4年9月7日～ 令和4年11月6日	意見あり	基準値(案)の 変更あり
2	"	農薬	トルクロホスメチル	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日～ 令和4年12月30日	意見なし	基準(案)の 変更なし
3	"	農薬	フェナリモル	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日～ 令和4年11月6日	意見なし	基準(案)の 変更なし
4	"	動物用 医薬品	ニタルソン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日～ 令和4年12月30日	意見なし	基準(案)の 変更なし
5	"	動物用 医薬品	ニフルステレン酸ナトリウム	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日～ 令和4年12月30日	意見なし	基準(案)の 変更なし
6	"	動物用 医薬品	ロキササルソン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日～ 令和4年12月30日	意見なし	基準(案)の 変更なし
7	"	動物用 医薬品	スルファチアゾール	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日～ 令和4年12月30日	意見なし	基準(案)の 変更なし
8	"	農薬	アシノナピル	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日	—	基準(案)の 変更なし
9	"	農薬	トリフロキシストロピン	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日	—	基準(案)の 変更なし
10	"	農薬	ピリフルキナゾン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見あり	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
11	"	農薬	フェンピラザミン	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日	—	基準(案)の 変更なし
12	"	農薬	フルキサメタミド	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日～ 令和4年11月6日	意見あり	基準(案)の 変更なし
13	"	農薬	フロニカミド	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日～ 令和4年11月6日	意見なし	基準(案)の 変更なし
14	"	農薬	ペンチオピラド	令和4年10月13日～ 令和4年11月11日	意見なし	令和4年9月7日	—	基準(案)の 変更なし
15	"	農薬	ホスチアゼート	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
16	"	農薬	メパニピリム	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月28日～ 令和4年12月27日	意見なし	基準(案)の 変更なし
17	"	飼料 添加物	エンラマイシン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
18	"	動物用 医薬品	グリカルピラド	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
19	"	動物用 医薬品	ジアベリジン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
20	"	動物用 医薬品	チオプロニン	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
21	"	農薬	くん液蒸留酢酸	令和4年11月21日～ 令和4年12月20日	意見なし	令和4年10月31日	—	基準(案)の 変更なし
22	12月	農薬	アセキノシル	令和5年2月6日～ 令和5年3月7日	意見あり	令和5年1月6日～ 令和5年3月7日	意見なし	基準(案)の 変更なし
23	"	農薬	トリネキサバックエチル	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日～ 令和5年1月31日	意見なし	基準(案)の 変更なし
24	"	農薬	ピラジフルミド	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日～ 令和5年1月31日	意見なし	基準(案)の 変更なし
25	"	農薬	イソピラザム	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日～ 令和5年1月31日	意見なし	基準(案)の 変更なし
26	"	農薬	イソフェタミド	令和5年2月6日～ 令和5年3月7日	意見あり	令和5年1月6日～ 令和5年3月7日	意見なし	基準(案)の 変更なし
27	"	農薬	ゾキサミド	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日	—	基準(案)の 変更なし
28	"	農薬	ピリダリル	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日	—	基準(案)の 変更なし
29	"	農薬	ピリプロキシフェン	令和5年2月6日～ 令和5年3月7日	意見あり	令和5年1月6日	—	基準(案)の 変更なし
30	"	農薬	フルジオキシニル	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日～ 令和5年1月31日	意見なし	基準(案)の 変更なし
31	"	農薬	フルトリアホール	令和5年1月20日～ 令和5年2月18日	意見なし	令和4年12月2日	—	基準(案)の 変更なし

No.	分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
32	"	農薬	メキシフェノジド	令和5年2月6日～ 令和5年3月7日	意見あり	令和5年1月6日～ 令和5年3月7日	意見なし	基準(案)の 変更なし
33	"	動物用 医薬品	モサプリド	令和5年2月6日～ 令和5年3月7日	意見あり	令和5年1月6日～ 令和5年3月7日	意見なし	基準(案)の 変更なし

# 令和5年度輸入食品監視指導計画の概要

令和5年3月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

## 1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2. 適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3. 輸入食品の現状等

### 【令和4年度輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の概況】

- 検査項目の追加など輸入時の検査体制の整備
- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議及び輸入牛肉等に係る現地調査を実施

## 4. 令和5年度における輸入食品監視指導について

### 【監視指導の実施体制】

食品安全基本法第4条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じる。

### 【監視指導の基本的方向】

- これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き、輸入時の体制を整備
- モニタリング検査について、より効果的に実施するため、幅広く実施することに努める
- 検査結果等を踏まえ計画的にモニタリング検査を実施し、年度途中の見直し等を検討
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、二国間協議、現地調査等を通じて、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組及び輸入者による自主的な衛生管理対策の推進を継続

## 5. 令和5年度における監視指導の具体的内容

### 【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査<sup>\*1</sup>の実施（令和5年度計画：約100,000件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
- 検査命令<sup>\*2</sup>の実施
- 包括的輸入禁止措置<sup>\*3</sup>の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

### 【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生に関する規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力

### 【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前指導の実施
- 初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等にかかる指導

### 【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

### 【関係者相互間の情報及び意見の交換】

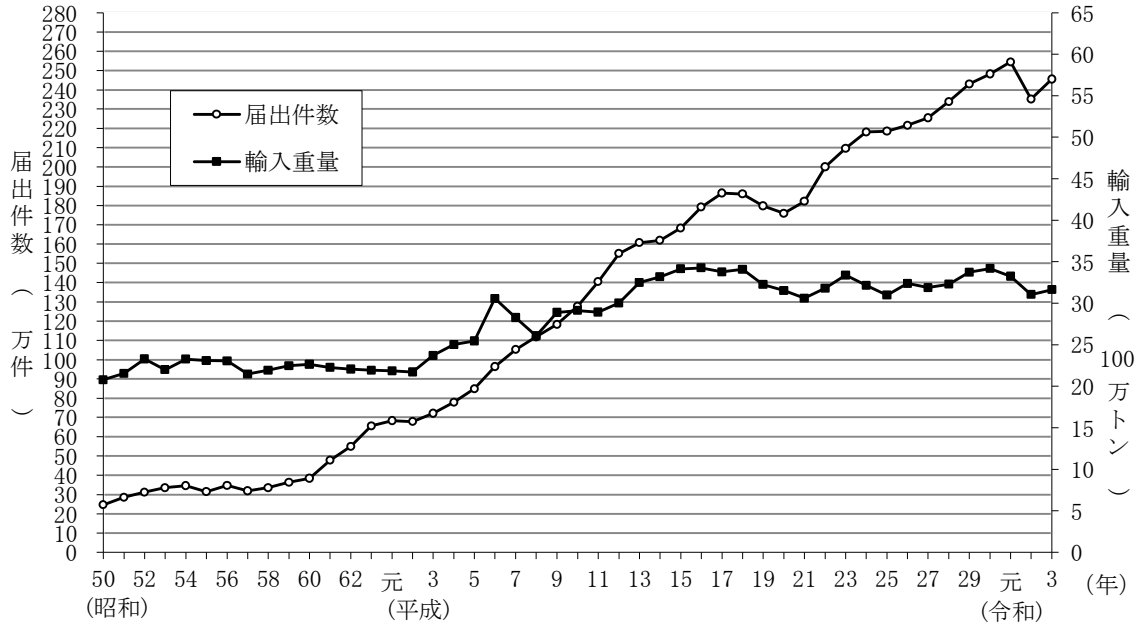
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

### 【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

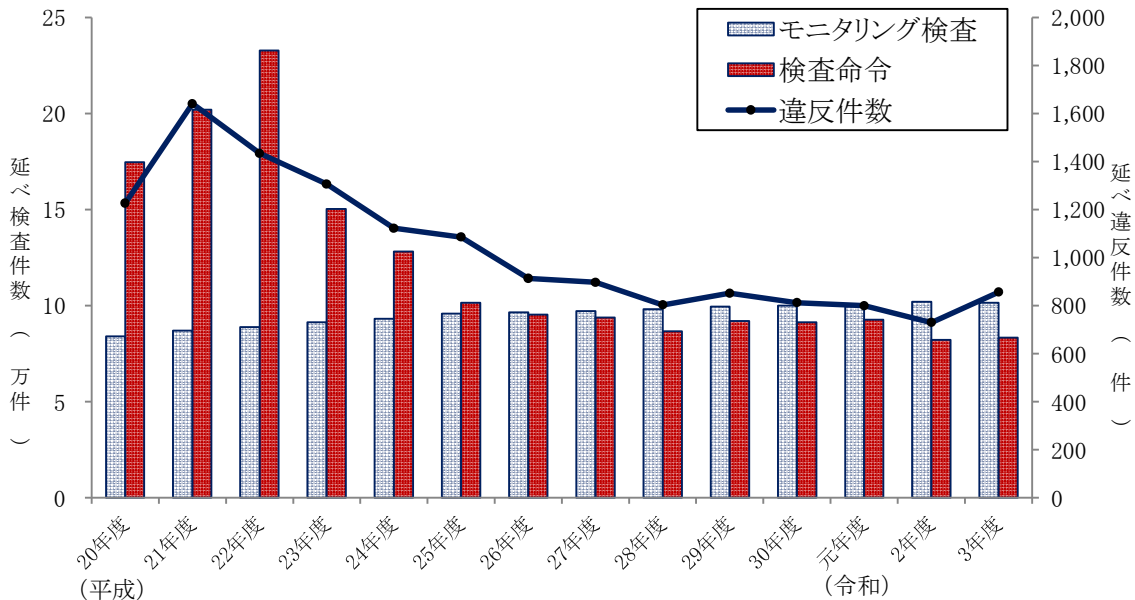
- ※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品等の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査。
- ※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。
- ※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置。

### 1. 年別輸入・届出数量の推移



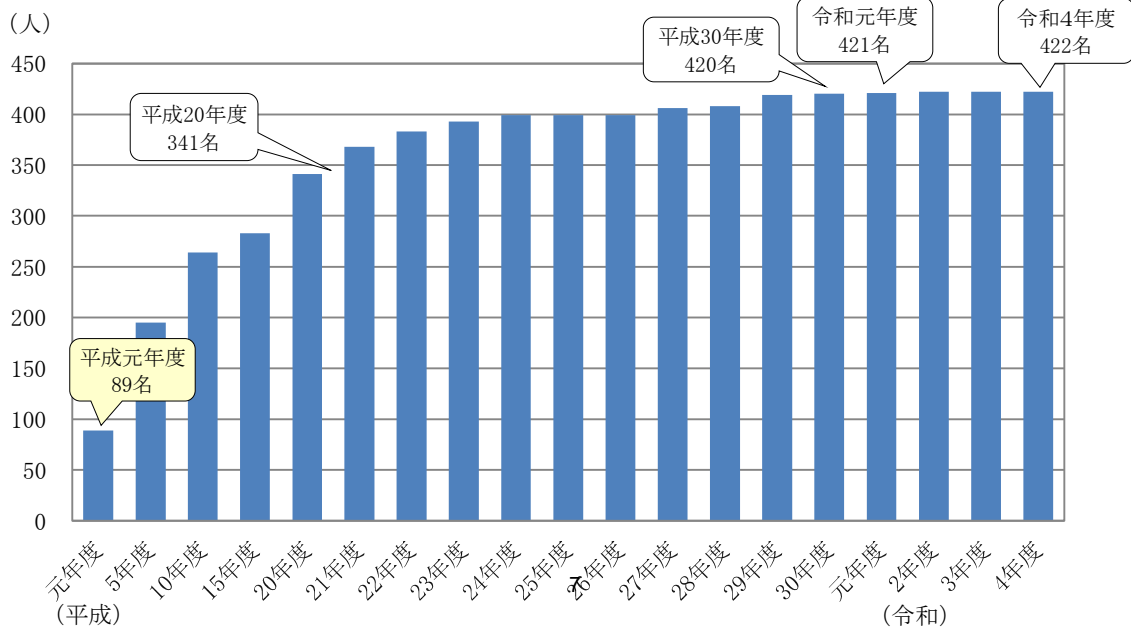
(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

### 2. 年度別延べ検査件数\*の推移



\* 1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

### 3. 検疫所の食品監視員年度推移



令和3年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[ ] カッコ内は令和2年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約246万件[約235万件]、届出重量約3,163万トン[約3,106万トン]について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査<sup>\*1</sup>（※件数については延べ数）

① モニタリング計画：99,995件[99,730件]

② 実施件数：101,365件[102,070件]（実施率：約101%[約102%]）、うち違反件数：157件[146件]

(3) 検査命令<sup>\*2</sup>

① 全輸出国の15品目及び31の国・地域の84品目（令和4年3月31日時点）

② 実施件数：66,018件（延べ83,306件）[68,941件（延べ82,161件）]、うち違反件数：216件（延べ216件）[198件（延べ201件）]

(4) 違反状況

① 違反件数：809件[691件]（違反率：届出件数の0.03%[0.03%]）、検査件数：約20万件[約20万件]

（違反件数：微生物規格219件[158件]、有害・有毒物質及び病原微生物175件[155件]、残留農薬147件[137件]、添加物120件[111件]、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）49件[52件]、器具及び容器包装規格42件[22件]、残留動物用医薬品17件[15件]、他42件[43件]）

② 違反品は積み戻し、廃棄等の措置

③ 包括的輸入禁止規定<sup>\*3</sup>の発動対象となる品目はなかった。



#### (5) 海外情報等に基づく緊急対応

スペインにおけるドライソーセージのサルモネラ属菌汚染、オーストラリアにおけるかきの腸炎ビブリオ汚染などに関する海外情報に基づき、対象となる製品について、国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した。

### 4. 輸出国における衛生管理対策の推進

(1) 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策、監視体制の強化、衛生管理対策の確立の要請並びに牛海綿状脳症（BSE）に係る対策を行った。

例：フィリピン産パイアの未承認遺伝子組換え作物の混入防止対策、デンマーク産牛肉の BSE 対策（月齢制限の撤廃）

(2) 輸出国への専門家の派遣等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

### 5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[ ] カッコ内は令和2年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 23,297 件 [23,781 件]、うち違反該当件数 517 件（延べ 650 件） [523 件（延べ 666 件）]

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

## 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

### 2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

### 3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

## 施行期日

令和6年4月1日

# 食品衛生基準行政の機能強化 ①

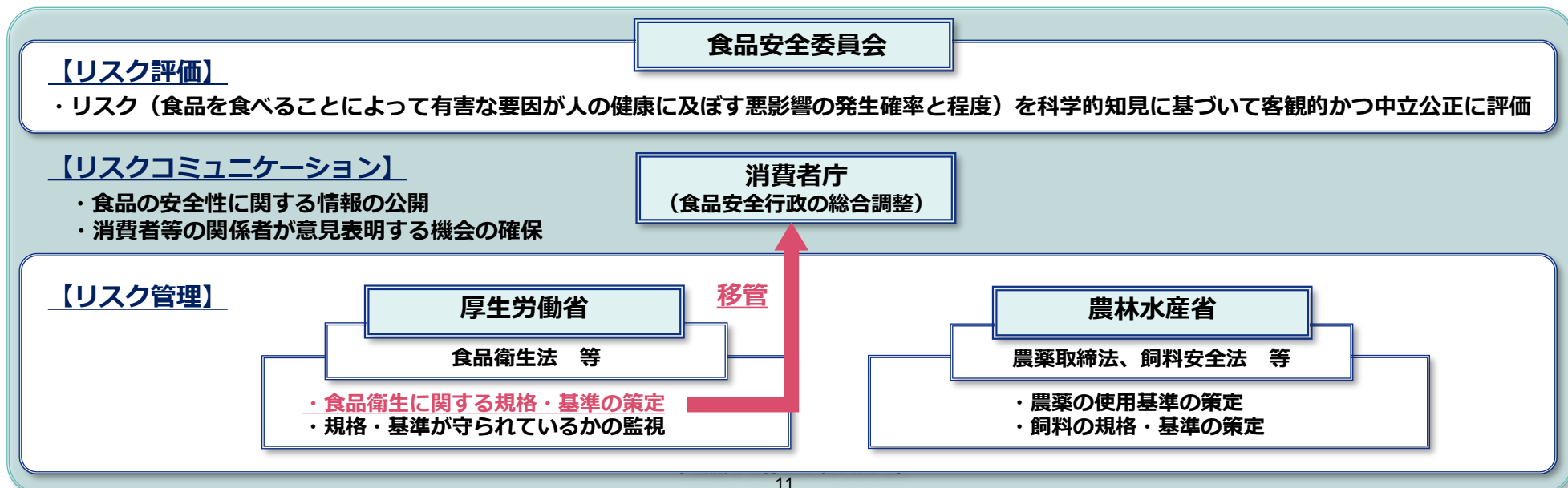
## 改正の背景

- **食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

## 【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。  
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



# 食品衛生基準行政の機能強化 ②

## 改正の内容

### ① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

### ② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

- 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字：改正事項

	食品衛生基準行政	食品衛生監視行政
事務の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定</li> <li>■ 残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不衛生食品等の販売等の禁止</li> <li>■ 規格基準に違反する食品等の取締り</li> <li>■ 営業施設の衛生管理等の規制・監視指導</li> </ul>
所管	<p>【現行】厚生労働大臣                      →【改正後】内閣総理大臣（消費者庁）</p> <p>【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）                      →【改正後】食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）（※2）</p>	<p>厚生労働大臣（※1）</p> <p>【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）                      →【改正後】厚生科学審議会（厚生労働省）（※3）</p>
食品衛生行政の円滑な実施 厚生労働大臣と内閣総理大臣の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。</li> <li>・ 内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。</li> <li>・ 厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。</li> <li>・ 内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。</li> </ul> </li> </ul>	

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。

※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

# (参考) 関連する政府の決定

## ○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

### I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

（具体的事項）

平時

- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に係る課室を統合した新たな組織として「感染症対策部（仮称）」を設ける。新設する「日本版CDC」（後述）を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDCや関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。

## ○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

### 4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

#### (3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

##### ① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定（これまで厚生労働省が所管）を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

##### ② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。